

①

☒ 防火
☐ 防災

②

管理者選任（解任）届出書

③

令和〇年〇月〇日

④

管理権原者

住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏名

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号

000-000-0000

①

☒ 防火
☐ 防災

②

下記のとおり、管理者を選任（解任）したので届け出ます。

記

防火 対象物	建築物 その他の 工作物	所在地	⑤ 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地			電話⑥	(0279) 00-0000	
		名称	⑦ 有料老人ホーム 〇〇					
		管理権原	⑧ ☒ 単一権原 ☐ 複数権原		複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称	⑨		
		用途※1	⑩ 老人ホーム	令別表第1※1	⑪ 6項ロ (1)	収容人員※1	⑫ 20人	
		種別	⑬ ☒ 甲種 ☐ 乙種					
		区分	名称			令別表第1	収容人員	
		令第2条を適用するもの※2	⑭ デイサービス 〇〇			(6)項ハ(1)	20人	
		令第3条第3項を適用するもの※2	⑮			()項		
防火・ 防災 管理者	選任	氏名（フリガナ）	⑯ 消防 太郎（ショウボウ タロウ）					
		住所	⑰ 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地					
		選任年月日	⑱ 令和〇年〇月〇日					
		職務上の地位	⑲ 施設長					
		資格	講習	種別	⑳ ☒ 防火管理 (☒ 甲種 (☒ 新規講習 ☐ 再講習) ☐ 乙種		☐ 防災管理 (☐ 新規講習 ☐ 再講習)	
				講習機関	㉑ (一財) 日本防火・防災協会			
				修了年月日	㉒ 令和〇年〇月〇日		年 月 日	
			その他㉓	☐ 令第3条第1項第()号()		☐ 令第47条第1項第()号		
		☐ 規則第2条第()号		☐ 規則第51条の5第()号				
		解任	氏名	㉔ 消防 花子				
解任年月日	㉕ 令和〇年〇月〇日							
解任理由	㉖ 退職							
その他必要事項		㉗						
受付欄※3		経過欄※3						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄は、該当の□印にレを付けること。

3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあっては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものにあっては管理権原に属する部分ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。

5 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあってはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。

6 消防法施行令第3条第2項又は同令第47条括弧書を適用するものにあってはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。

7 防火・防災管理者の資格を証する書類を添付すること。

8 ※3の欄は、記入しないこと。

防火・防災管理者選任（解任）届出書 記入要領

項 目		記 入 要 領
① 「防火」「防災」		「防火」「防災」のうち、該当するものに☑を付けます。
② 「選任（解任）」		1 「選任（解任）」のうち、該当しない文字を＝で抹消します。 2 選任及び解任を同時に行う場合は、抹消せずそのままにします。
③ 年月日		1 消防署への届出年月日（郵送の場合は、投函日）を記入します。 2 郵送の場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
④ 管理権原者		1 防火対象物の管理について権原を有する者の住所、氏名、電話番号を記入します。 2 法人の場合は、法人の住所（本店所在地）、法人の名称、代表者の職・氏名、法人の電話番号を記入します。 3 個人企業の場合は、個人の住所（現住所）、氏名、電話番号を記入します。
防火対象物又は建築物その他の工作物	⑤ 所在地	防火対象物の所在地を記入します。
	⑥ 電話番号	防火対象物の電話番号を記入します。
	⑦ 名称	防火対象物の名称を記入します。
	⑧ 管理権原	防火対象物について管理権原が分かれていない場合（1つの建物を1つの会社で管理して使用する場合等）は、「単一権原」に☑、管理権原が分かれる場合は、「複数権原」に☑を付けます。（大半の防火対象物は、「単一権原」となります。）
	⑨ 複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称	防火対象物の管理権原が複数分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入します。
	⑩ 用途	1 防火対象物の用途を令別表第Ⅰに掲げる用途等から選択して記入します。 2 防火対象物の管理権原が複数分かれている場合は、届出をする事業所の用途を記入します。 ※別添の「防火管理者の選任が義務づけられている防火対象物」を参照してください。
	⑪ 令別表第Ⅰ	1 ⑩の欄に記入した防火対象物の用途を令別表第Ⅰに掲げる項区分から選択して記入します。 2 防火対象物の管理権原が複数分かれている場合は、届出をする事業所の用途を記入します。 ※別添の「防火管理者の選任が義務づけられている防火対象物」を参照してください。
	⑫ 収容人員	1 規則第Ⅰ条の3の規定により算出した防火対象物全体の収容人員を記入します。 2 防火対象物の管理権原が複数分かれている場合は、届出をする事業所の収容人員を記入します。
	⑬ 種別	令第3条に規定する防火対象物の区分について、該当する方に☑を付けます。 ※別添の「防火管理者の選任が義務づけられている防火対象物」を参照してください。
	⑭ 令第2条を適用するもの	1 同一敷地内に同一権原の建物が2以上ある場合、各棟の名称、用途及び収容人員を記入します。 2 棟が複数棟あり、当該欄に記入できない場合は、別紙に記入して添付します。（別紙の様式は自由とします。）
	⑮ 令第3条第3項を適用するもの	1 防火対象物の管理権原が複数分かれている場合で、届出をする防火対象物が乙種防火管理講習修了者を防火管理者とすることができる部分（規則第2条の2第Ⅰ項第2号イからハに掲げる部分）である場合、防火対象物の名称、用途及び収容人員（⑩、⑪、⑫と同じ内容）を記入します。 2 上記の防火対象物が複数になる場合は防火対象物ごとに記入し、当該欄に記入できない場合は、「別紙のとおり」として別紙を添付します。

項 目		記 入 要 領	
防 火 ・ 防 災 管 理 者	選 任	⑯ 氏名 (フリガナ)	防火・防災管理者となる方の氏名とフリガナを記入します。
		⑰ 住所	防火・防災管理者となる方の現住所を記入します。(住民登録している住所) ※防火対象物や会社の所在地ではありませんので、ご注意ください。
		⑱ 選任年月日	管理権原者から防火対象物の防火・防災管理者として選任された年月日を記入します。(不明な場合は、当該届出書の届出年月日を記入します。)
		⑲ 職務上の 地位	防火・防災管理者の職務上の地位を記入します。 (例)「店長」、「施設長」、「総務部長」、「支店長」など
		⑳ 種別	1 防火管理者 (1) 受講した防火管理講習が甲種の場合 左欄の「甲種」に☑を付け、新規講習のみ受講している場合は「新規講習」に☑、再講習を受講している場合は「新規講習」と「再講習」の両方に☑を付けます。 (2) 受講した講習が乙種の場合 左欄の「乙種」に☑を付けます。 2 防災管理者 右欄の「防災管理」に☑を付け、新規講習のみ受講している場合は「新規講習」に☑、再講習を受講している場合は「新規講習」と「再講習」の両方に☑を付けます ※いずれの場合も、防火・防災管理講習の受講以外で資格を取得した場合、記入は不要です。
		㉑ 講習機関	防火・防災管理講習を受けた機関名を記入します。 (例)「(一財)日本防火・防災協会」、「〇〇消防本部」など
		㉒ 修了年月日	修了証に記入されている修了年月日を記入します。再講習を受講している場合は、最後に受講した講習の修了証に記入されている修了年月日を記入します。
		㉓ その他	防火(防災)管理講習修了以外の資格要件で防火管理者を選任する場合は、該当する根拠法条に☑を付け、当該根拠法条を記入します。 (例)規則第2条第(1)号 規則第2条第(7)号
	解 任	㉔ 氏名	解任する防火・防災管理者の氏名を記入します。
		㉕ 解任年月日	防火・防災管理者ではなくなった年月日を記入します。 (不明な場合は、当該届出書の届出年月日を記入します。)
㉖ 解任理由		「退職」、「人事異動」など、具体的な解任理由を記入します。	
㉗ その他必要事項		1 ㉓の欄において、防火(防災)管理講習以外の資格要件で防火・防災管理者を選任する場合は、当該欄に資格要件の概要が分かるように記入します。 (例)「消防団班長以上3年」、「安全管理者」など 2 新築工事中の防火対象物において防火管理者を選任する場合、工事が完了した際の防火対象物の規模を記入します。 (例)鉄骨造 地上3階建て 延べ面積52,000㎡ 3 その他に必要な事項があれば記入します。	

備考 1 「令」…消防法施行令 「規則」…消防法施行規則

2 防火(防災)管理者の選任資格を証明する書類を添付してください。

3 防火管理者と防災管理者の両者を変更する場合は、本届出書をそれぞれ別に作成して届出してください。

4 届出書類は、2部提出してください。

5 記入方法が分からない箇所は、届出する際に職員へ申し出てから記入してください。

防火管理者の選任が義務づけられている防火対象物

項区分		防火対象物の用途	収容人員	甲種の資格	乙種の資格
(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ	公会堂又は集会場			
(2) 項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの			
	ロ	遊技場又はダンスホール			
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの			
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの			
(3) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの			
	ロ	飲食店			
(4) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場			
(5) 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅			
(6) 項	イ	次に掲げる防火対象物 （1） 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができ体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （i） 診療科目中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 （ii） 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 （2） 次のいずれにも該当する診療所 （i） 診療科名中に特定診療科名を有すること。 （ii） 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 （3） 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 （4） 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ	次に掲げる防火対象物 （1） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定め	10人以上	※延べ面積に関係なく甲種	

項区分		防火対象物の用途	収容人員	甲種の資格	乙種の資格
(6) 項	ロ	る区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）	10人以上	※延べ面積に関係なく甲種	
	ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自	30人以上	300㎡以上	300㎡未満

項区分		防火対象物の用途	収容人員	甲種の資格	乙の種資格
(6) 項	ハ	立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所施設を除く。）	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ニ	幼稚園又は特別支援学校			
(7) 項		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
(8) 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			
(9) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
(10) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
(11) 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
(12) 項	イ	工場又は作業場			
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
(13) 項	イ	自動車車庫又は駐車場			
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
(14) 項		倉庫			
(15) 項		前各項に該当しない事業場			
(16) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
(16の2) 項		地下街	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
(17) 項		文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物	50人以上	500㎡以上	500㎡未満

部分は特定防火対象物、部分は非特定防火対象物を示す。

※(16)項イ・(16の2)項のうち、(6)項ロの用途が存するものは、収容人員10人以上で防火管理者の選任が必要。

※「甲種の資格」を保有していれば、「乙種の資格」が必要な防火対象物の防火管理者として選任できます。

対象物	面積等	収容人員
新築の工事中の建築物 (電気工事等の工事中)	地階を除く階数が11以上かつ延べ面積10,000㎡以上	50人以上 ※全て甲種
	延べ面積50,000㎡以上	
	地階の床面積の合計5,000㎡以上	
建造中の旅客船 (進水後でぎ装中)	甲板数11以上	